債務弁済契約書

〇〇〇〇株式会社（以下、「甲」という）と××××株式会社（以下、「乙」という）は、乙が甲に対して負担する債務について、次のとおり債務弁済契約（以下、「本契約」という）を締結する。

**（債務承認）**

**第1条**　乙は、甲に対し、本契約締結日現在、○年○月○日から○年○月○日までの間に買い受けた商品の未払代金○○○円の支払債務（以下、「本件債務」という。）を負担していることを承認する。

**（弁済方法）**

**第2条**　乙は、甲に対し、本件債務を次のとおり分割して弁済する。

（1）○年○月○日限り　金○円

（2）○年○月○日から○年○月○日まで、毎月○日限り　金○円

2　利息は、本件債務から支払い済みの金員を控除した残金に対し、年8％（年365日の日割計算）とし、当月分を前項の分割金と合わせて支払う。

3　乙は、前2項の各支払いを、甲の指定する以下の銀行口座に振り込む方法により行う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

【銀行口座】

銀行支店 ○○銀行○○支店

預金種類 普通預金

口座番号 ××××

口座名義 △△△△

4　乙は、期限後又は期限の利益を喪失したときは、その翌日から完済に至るまで、年14％（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払う。

**（期限の利益の喪失）**

**第3条**　乙に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、何らの通知催告等なくして当然に、乙は、甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに本件債務を弁済しなければならない。

（1）分割金の支払いを1回でも怠ったとき。

（2）本契約の条項の一つでも違反したとき。

（3）監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

（4）支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがあったとき。

（5）自ら振り出した約束手形、為替手形、小切手について一回でも不渡りとしたとき。

（6）差押、仮差押、仮処分若しくは強制執行の申立てを受け、又は任意競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分があったとき。

（7）甲に通知することなく本店所在地又は住所を移転したとき。

（8）その他信用状態の悪化が疑われる事由が生じたとき。

**（公正証書の作成）**

**第4条**　甲及び乙は、本契約締結後○日以内に、本契約と同一の約定による執行認諾文言付公正証書を作成する。なお、当該作成に要する費用は乙の負担とする。

**（費用負担）**

**第5条**　本契約の締結に要する印紙その他の費用は乙の負担とする。

**（合意管轄）**

**第6条**　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**（規定外事項）**

**第7条**　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙にて誠実に協議して解決するものとする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、各自署名又は記名押印の上、各1通保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙